津山信用金庫

不祥事件の発生とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫元職員による下記の不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とし、社会的、公共的な役割を担うべき金融機関にありながら、このような事態を招いたことについて、役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日ごろからご愛顧やご支援を賜っております当金庫をご利用のお客さま、会員の皆さま、ならびに地域の皆さま方に多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心から深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、再発防止に向け内部管理態勢およびコンプライアンス態勢の強化を図り、皆さまからの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいる所存です。

記

1. 不祥事件の概要

令和3年7月26日に、お客さまからお問い合わせがあり、内部調査を行ったところ、当金庫元職員(支店長代理、32歳(男性))が、融資契約の手続きにおいて、信用保証会社の保証付の商品であり、融資の保証料は毎月の金利に含まれ現金での保証料支払いは必要ないにもかかわらず、融資を実行するには現金で保証料を支払う必要があると虚偽の説明を行い、融資の保証料として、現金95,000円を詐取していたことが発覚いたしました。

なお、内部調査により、他にも被害に遭われたと判断できるお客さまが判明しております。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまに対しましては、事実関係を説明のうえ、被害金額を弁済いたします。

3. 関係機関への届出等

不祥事件発覚後、法令に基づき、監督官庁への届出を速やかに行うとともに、令和3年8月25日に捜査機関へ刑事告発を行いました。

4. 人事処分

元職員は、令和3年8月18日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、本件に関する経営責任、管理責任を明確にするため、役員ならびに関係職員についても厳正な処分を実施いたします。

5. 今後の対応

当金庫は、お客さまや社会の信頼にお応えするため、信用金庫の社会的責任と公共的使命を常に意識し、コンプライアンスを経営の最重要課題として業務運営を遂行してまいりましたが、このような事態を発生させたことに対しまして、これまでの取組みが不十分であったことを深く反省しております。

今般の不祥事件を厳粛に受け止め、今後は二度とこのような事態が発生しないようコンプライアンス管理態勢と内部管理態勢の強化に向けて、役職員一同全力を挙げて取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ

お客さまにおかれましては、当金庫とのお取引の中で、お気づきの点や不安に感じられる点などございましたら、以下までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

津山信用金庫 経営管理部 (担当者 清水·松田) 電話番号 0868-22-4124

受付時間 平日9:00~17:00

以上